

第5編 給与(大月都留広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例)

○大月都留広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例

(昭和58年4月1日条例第5号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号 平成10年3月6日条例第2号
平成17年3月31日条例第1号 平成30年7月30日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。)第22条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当(以下「手当」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 危険手当
- (2) 廃棄物処理施設技術管理者手当
- (3) 危険物取扱主任手当

(支給範囲及び手当の額)

第3条 前条に規定する手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表に定めるところによる。

(支給の方法)

第4条 手当の支給方法は、次に掲げるもののほか給料支給の例による。

- (1) 月額手当をうける職員が、私傷病又は公務に属さない事故により手当の計算期間において勤務しない日が5日以上にわたるときは、5日を超える日数につき日額で減額する。
- (2) 休職及び出勤停止の期間中は、その支給を停止する。

2 手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 大月都留衛生組合職員の特殊勤務手当支給条例(昭和51年条例第4号)は、廃止する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。

附 則(平成10年3月6日条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	基 準	金 額	支 給 対 象
(1) 危 険 手 当	日 額	200 円	し尿又はごみ処理作業に従事する職員
(2) 廃 棄 物 処 理 施 設 技 術 管 理 者 手 当	月 額	2,000 円	技術管理者の資格を有する職員で組合長から任命された職員
(3) 危 険 物 取 扱 主 任 手 当	月 額	2,000 円	危険物を取扱う資格を有する職員で組合長から任命された職員

備考

技術管理者に任命された者が危険物取扱主任に、危険物取扱主任に任命された者が技術管理者に任命されても、手当は、重複支給しない。